

東京2020オリンピック・パラリンピックまでに、伊豆半島における違反屋外広告物をゼロに！

2021年へと開催が延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックでは、伊豆市「伊豆ペロドーム」が自転車競技の会場となることもあり、国内外の来訪者が増えることが予想されます。下田市を含む伊豆半島の各自治体と静岡県は、こうした機会を踏まえ、伊豆地域の豊かな自然景観にそぐわない屋外広告物の是正に取り組んできました。調査を開始した平成29年12月段階で、2,232件あった違反屋外広告物を、これまで1,925件(令和2年7月末現在)是正してきました。

下田市では、平成29年12月時点で124件の違反屋外広告物が掲出されていましたが、107件(令和2年9月末現在)を是正し、残り17件となっています。今後も引き続き違反屋外広告物の是正を継続して行きます。下田の景観を後世に伝えていくためにも、現在下田で生活している我々が取り組まなければならない課題です。市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

取り組み開始当初 平成29年12月時点	これまでの是正件数 令和2年10月時点	是正率
124件	107件	86.3%

市が違反屋外広告物を是正した一例



残置された看板の枠を撤去した事例

違反状態の看板を撤去した事例

屋外広告物適正化旬間に 市内の違反屋外広告物をパトロール

屋外広告物を所管する国土交通省が平成22年度より毎年9月1日～9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」と設定し、景観にそぐわない屋外広告物の是正や適切な管理などの普及啓発を推進する期間としています。静岡県においても上記期間における適正化旬間を実施し、下田市においては下田土木事務所と共同で市内の違反屋外広告物のパトロールを実施しました。



適正化旬間における違反屋外広告物のパトロールの様子。

屋外広告物には設置基準があることをご存知ですか？

沿道の店舗が自社の営業所や店舗に掲出する屋外広告物や、大通りから営業所や店舗への道順を案内する案内図板は、設置基準が設けられています。

下田市では、屋外広告物及び静岡県屋外広告物条例において規制を行っています。こうした屋外広告物の規制も、良好な景観を形成する重要な要素です。下田市を訪れた方や住んでいる方が素晴らしいと思える景観を今後も維持していけるよう、事業者様をはじめ市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<野立て案内板設置許可基準の概要>

事務所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示

案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内

案内図板の高さは地上5m以下、表示面積は片面3㎡以内。ただし、表側と同じ形のもをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能

動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)を使用できない

建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない

地の色彩は、マンセル表色系で彩度8以下かつ明度3以上

写真、絵の面積は板面の表示面積の3分の1以下とし、文字、地図、矢印と重ねない

案内表示(事業所等の名称を除く。)の面積は板面の表示面積の3分の1以上とし、この部分には、その他の文字、写真、絵を記載してはならない

案内図板の相互間距離は、左右方向に0.5m以上、前後方向に5m以上

次の信号左折 80m 先右側

引用元：「野立て案内板設置許可基準の改正の概要」静岡県景観まちづくり課